

VI 農業水利施設

1. 担当部局

農業水利施設の担当部局は農林水産部農村整備課である。ただし、他の県有財産と異なり、施設の所有・管理者は土地改良財産を譲り受けた者（受益者である土地改良区等）である。

(1) 農業水利施設の所有について

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和48年3月24日山形県条例第23号）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、土地改良財産の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県営土地改良事業 次に掲げる事業で県が行うものをいう。

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業

ロ 土地改良法第2条第1項に規定する農用地及び同条第2項第1号に規定する土地改良施設の高度な利用を行うための事業

ハ 農村の生活環境を総合的に整備し、又は保全する事業でイに掲げる事業と一体となって実施されるもの

(2) 土地改良財産 次に掲げるものをいう。

イ 県営土地改良事業によって生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

ロ 県営土地改良事業のために取得した土地、権利又は工作物その他の物件

ハ 県有の土地、権利又は工作物その他の物件で県営土地改良事業の用に供されたもの

(3) 土地改良区等 土地改良区、土地改良区連合、地方公共団体その他知事が特に必要と認めるものをいう。

(土地改良財産の管理委託)

第3条 知事は、県営土地改良事業の工事の全部又は一部が完了したときは、当該事業に係る土地改良財産の管理を土地改良区等に委託することができる。

(土地改良財産の譲与)

第4条 知事は、土地改良財産を引き続きその用に供すること及び規則で定める期間内にその用途を廃止したときは無償で県に返還することを条件として、土地改良区等に対し、当該土地改良財産を譲与することができる。

(補償に代える土地改良財産の譲与)

第5条 知事は、県営土地改良事業の施行に伴い当該事業の利害関係人がその事業によって受けるべき損失の補償に代え、当該県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を当該補償を受けるべき者に譲与することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月26日山形県規則第19号）

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和48年3月県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 農林水産部長は、条例第2条第2号に規定する土地改良財産の管理及び処分に関する事務を処理しなければならない。ただし、当該事務の一部を県営土地改良事業に係る事務を担当する総合支庁長又はその所属の職員に分掌させることを妨げない。

(管理委託)

第3条 条例第3条の規定による管理委託は、委託を受けようとする者の申出に基づき当該委託に関する契約を締結することによって行なうものとする。

2 前項の申出は、土地改良財産管理委託申出書（別記様式第1号）によりしなければならない。

(管理受託者の義務)

第4条 土地改良財産の管理の委託を受けた者（以下「管理委託者」という。）は、当該受託に係る土地改良財産（以下「管理受託財産」という。）を、その用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、管理受託財産について、水害、盗難、損壊その他当該管理受託財産の管理上支障のある事故が発生したときは、当該管理受託財産の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(他目的使用)

第5条 管理受託者は、知事の承認を受けて管理受託財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、又は使用させることができる。

2 前項の承認を受けようとするときは、土地改良財産他目的使用承認申請書（別記様式第2号）によりしなければならない。

(滅失等の場合の報告)

第6条 管理受託者は、天災その他の事故により、管理受託財産が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく土地改良財産滅失・損傷報告書（別記様式第3号）により知事に報告しなければならない。

(改築等の制限)

第7条 管理受託者は、管理受託財産の原形に変更を及ぼす改築工事又は追加工事をしようとするときは、土地改良財産改築・追加工事承認申請書（別記様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置をとるときは、この限りでない。

(管理台帳の備付)

第8条 管理受託者は、管理受託財産について、第19条に規定する土地改良財産台帳に準じて、管理台帳を作成し、その主たる事務所に備え付けておかななければならない。

(管理費の負担等)

第9条 管理受託者は、管理受託財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 管理受託財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、管理受託財産の状況又はその管理の状況について、管理受託者から報告を徴し、又は調査することがある。

(管理委託の取消)

第11条 知事は、次に掲げる事由が生じたときは、管理委託を取り消すものとする。

- (1) 天災その他の事故により管理受託財産が滅失したとき。
- (2) 農用地の転用等に伴い、管理受託財産がその本来の用途又は目的に従って管理する必要がなくなったとき。
- (3) 他の土地改良事業その他の公共の用に供する必要があるとき。
- (4) 他の土地改良区等に管理を委託し、又は譲与することが適当であると認められるに至つたとき。
- (5) 管理受託者が受託に係る義務に違反した場合であつて知事が管理委託の取消しを相当と認めるとき。

2 管理受託者は、前項第5号の規定による取消しがあつたときは、知事の指示するところにより当該管理受託財産を原状に回復して又は現状のまま知事に返還するものとする。この場合において、同号に規定する義務に違反したことによって県に損害を与えたときは、知事は損害賠償を請求することがある。

(譲与)

第12条 条例第4条の規定による譲与は、譲与を受けようとする者の申請に基づき当該譲与に関する契約を締結することによって行うものとする。

2 前項の申請は、土地改良財産譲与申請書（別記様式第5号）によりしなければならない。

3 条例第4条の規定により定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間とする。

(処分の制限)

第13条 土地改良財産の譲与を受けた者（以下「譲受者」という。）は、当該譲与に係る土地改良財産（以下「譲受財産」という。）を譲渡し、交換し、貸し付け、譲受財産に地上権若しくは賃借権その他の権利を設定し、又はその管理を委託してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(かし担保責任)

第14条 譲受者は、当該譲与契約の締結の後において譲受財産に数量の不足又はかくれたかしがあることを発見した場合であっても、当該譲与契約を解除し、又は県に対して損害賠償を請求することができない。

(用途廃止)

第15条 譲受者は、譲受財産の全部又は一部の用途を廃止しようとするときは、土地改良財産用途廃止通知書（別記様式第6号）によりあらかじめ知事に通知しなければならない。

(譲与契約の解除)

第16条 知事は、譲受財産が次の各号の一に該当したときは、当該譲与契約を解除するものとする。

- (1) 天災その他の事故により譲受財産が滅失したとき。
 - (2) 譲受財産の全部又は一部の用途を廃止したとき。
 - (3) 譲受者が譲与契約に違反した場合であつて、知事が譲与契約の解除を相当と認めるとき。
- 2 第11条第2項の規定は、前項第2号及び第3号の規定により譲与契約を解除した場合に準用する。

(管理委託に関する規定の準用)

第17条 第6条の規定は譲受財産が滅失した場合について、第8条及び第10条の規定は譲受者及び譲受財産について、それぞれ準用する。

(譲与の処分制限等の特例)

第18条 第12条第3項に規定する期間を経過した譲受財産については、第13条、第15条、第16条及び前条の規定は、適用しない。

(台帳の作成)

第19条 農林水産部長及び総合支庁長は、土地改良財産台帳（別記様式第7号）を作成し、これを管理しなければならない。

(工事完了前の他目的使用)

第20条 県営土地改良事業の工事の全部又は一部が完了する前にその事業に係る土地改良財産の他目的使用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請は、土地改良財産他目的使用許可申請書（別記様式第8号）によりしなければならない。

(書類の経由)

第21条 この規則により知事に提出する書類は、所轄の総合支庁長を経由しなければならない。

上記条例第4条において「土地改良区等に対し、当該土地改良財産を譲与することができる。」とあるが、実務上はすべての農業水利施設については、完成後すみやかに受益者に譲渡している。よって、農業水利施設の所有者は譲与を受けた者となる。

(2) 農業水利施設の管理について

土地改良財産譲与契約書（様式15号）抜粋

第6条 乙は、農林水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令18号）別表に掲げる期間（以下「用途指定期間」という。）中は、譲与物件を本来の用途に供しなければならない。

2 乙は、譲与物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理台帳を備え常にその物件の状況を明らかにしておかなければならない。

3 乙は、用途指定期間内に譲与物件を譲渡し、交換し、貸し付け、譲与物件に地上権若しくは賃貸権その他の権利を設定し、又は管理委託してはならない。ただし、甲が特にやむを得ないものとして承認した場合には、この限りではない。

甲：山形県知事 乙：受益者

上記契約書第6条2項において「譲与物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理台帳を備え常にその物件の状況を明らかにしておかなければならない。」と記載されており、農業水利施設の管理責任は譲与を受けた者であることが明確になっている。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

農業水利施設の所有・管理者は、土地改良財産を譲り受けた者（受益者である土地改良区等）であるが、農林水産省の「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」により、山形県では受益面積100ha以上のものについて、機能診断と機能保全計画の策定及び対策工事を行っている。

今回の包括外部監査では、機能診断と機能保全計画の策定に関して、村山総合支庁管轄のダム2件（上山市土地改良区）、幹線用水路1件（寒河江川土地改良区）、揚水機送水管1件（村山東根土地改良区）について資料閲覧、ヒアリングを行った。

(1) 農業水利施設の修繕について

基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1855号）

第1 趣旨

国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止等の多面的機能を有し、国民全体に便益をもたらす社会共通資本となっている。

これら基幹的な農業水利施設（以下「施設」という。）の相当数は戦後集中的に整備されてきたことから、老朽化の進行とともに、近年、更新を必要とする時期を迎える施設が増加してきている。この増加する更新需要に対して、施設の長寿命化を図ることにより、財政負担を平準化しつつ、施設の有効活用を図ることが不可欠となっている。

このため、既存施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断（以下「機能診断」という。）を行い、当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行う基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずることにより、本事業の円滑な運用を図ることとする。

第2 事業内容

- 1 都道府県営土地改良事業により造成された施設（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）
- 2 国営土地改良事業により造成された施設（以下「国営造成施設」という。）についての国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）に従って策定する機能保全計画に基づく対策工事及び都道府県営造成施設についての1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した突発的な事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、第2の1については都道府県、第2の2及び第2の3については都道府県、市町村又は当該施設を管理する者とする。

第4 対象施設

本事業の対象となる施設は、国営造成施設及び都道府県営造成施設とする。

第5 採択要件

- 1 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 2 都道府県知事（以下「知事」という。）が、第2の1に掲げる機能保全計画の策定を行おうとする都道府県営造成施設を選定しているとともに、その50パーセント以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。

- 3 第2の2については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。
- 4 第2の2につき、第6の2の2の手続により実施する場合にあっては、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項第1号の2の農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
- 5 都道府県営造成施設について第2の3を実施するときは、2により都道府県知事が選定した施設であること。

第6 事業実施手続

- 1 第2の1、第2の2（2に掲げる場合を除く。）及び第2の3を実施する場合
 - (1) 知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとするとき又は土地改良区等から対策工事を実施したい旨の申請があり、これを適当であると認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、事業計画書（第2の2に掲げる内容を実施する場合は事業計画書及び機能保全計画の概要）を添えて地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。））を経由して農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。

ただし、年度途中で第2の3に掲げる内容を実施するために事業の申請を行う場合は、原則として当該年度に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄にあっては沖縄総合事務局長）は、(1)の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、国庫補助金を助成して当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を知事（北海道にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。
 - (3) 土地改良区等が対策工事を実施する場合にあっては、知事は、(2)の規定により通知を受けたときは、遅滞なくその旨を土地改良区等に通知するものとする。
- 2 第2の2を実施するに当たって、土地改良法施行令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合
 - (1) 事業実施主体は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令による所要の手続を経るものとする。
 - (2) 知事は、本事業を実施しようとするときは、関係市町村と協議の上、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して事業計画の概要及び機能保全計

画の概要を添付した事業採択申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、(2)の規定により事業採択申請書が提出されたときは、これに添えて提出された事業計画の概要の審査を行い、その審査結果を取りまとめの上、事業採択申請書及び事業計画の概要を添えて農林水産大臣に進達するものとする。

(4) 農林水産大臣は、(3)の規定により進達された審査結果をもとに（北海道にあつては(2)の規定により提出された事業計画の概要を審査の上）、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業実施の採択を決定し、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を経由して知事に採択通知書を交付するものとする。

3 都道府県が新たに本事業を開始する場合には、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出するものとする。

第7 事業計画の変更

1 知事は、第6の1の規定により採択された事業について、次のいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

(1) 事業計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 知事は、第6の2の規定により採択された事業について、事業計画の変更を行ったときは、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

第8 助成

国は、本事業の実施に要する事業費及び事務費につき、別に定めるところにより予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施状況の報告

第6の1に掲げる手続を経て事業を実施した場合は、事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業実施結果を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

第10 その他

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めると

ころによる。

上記の「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」のとおり、受益者に譲与された農業水利施設であっても、基幹的な農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止等の多面的機能を有し、国民全体に便益をもたらす社会共通資本となっていることから、補修・更新による維持管理を都道府県が担うことが明確となっている。

(2) 用語の定義

(ストックマネジメントとは)

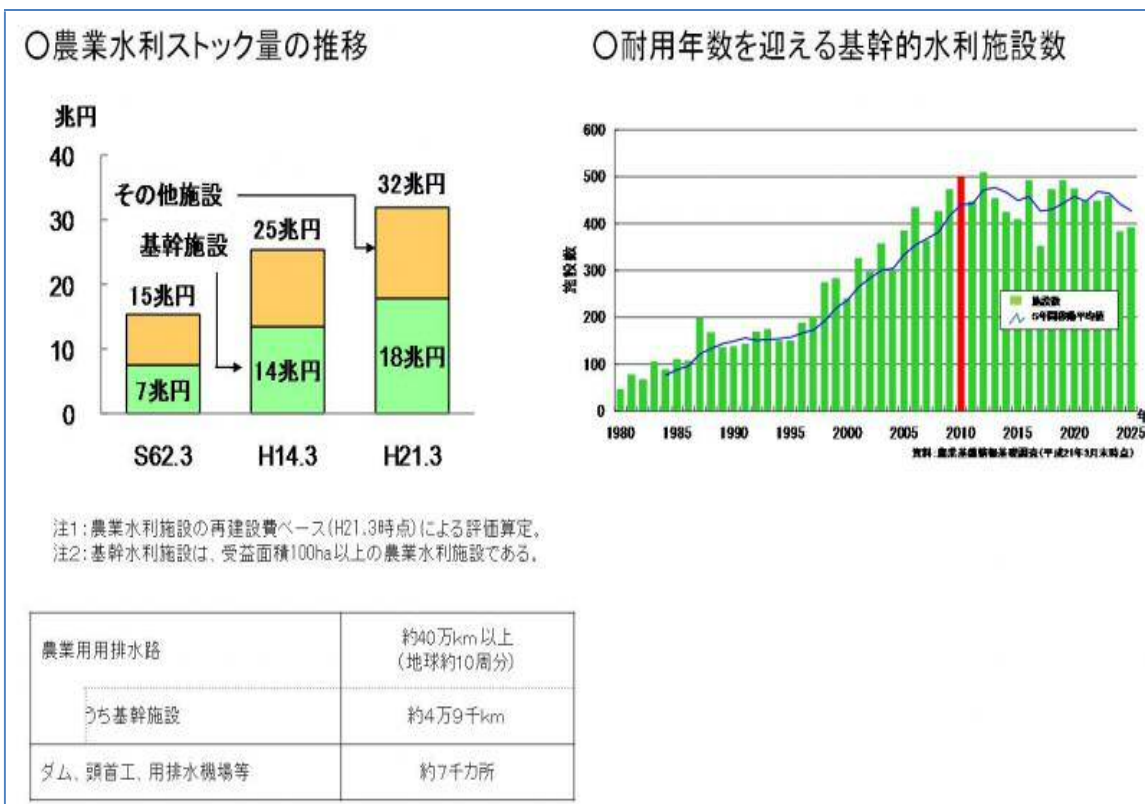
ストックマネジメントとは、農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称です。

膨大な農業水利ストックの機能を適切かつ効率的に発揮させるためには、深刻な機能低下が発生する前に、施設の劣化状況を把握する機能診断に基づく適切な予防保全対策を行うストックマネジメントの取り組みが有効です。

ストックマネジメントは、管理者による日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測の劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するものです。

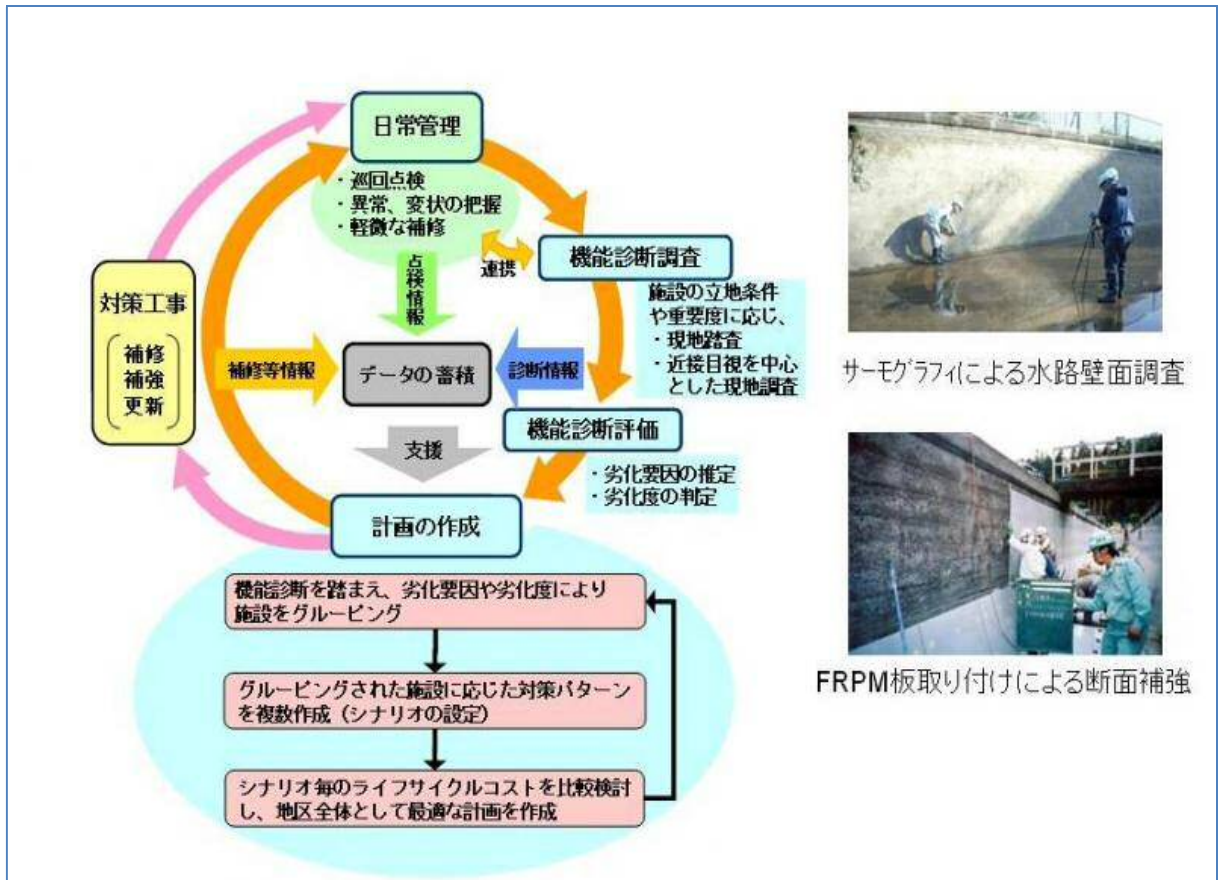
(農林水産省ホームページより)

(3) 農業水利ストック量の推移及び耐用年数を迎える基幹的水利施設数



(農林水産省ホームページより)

(4) スtockマネジメントのしくみ



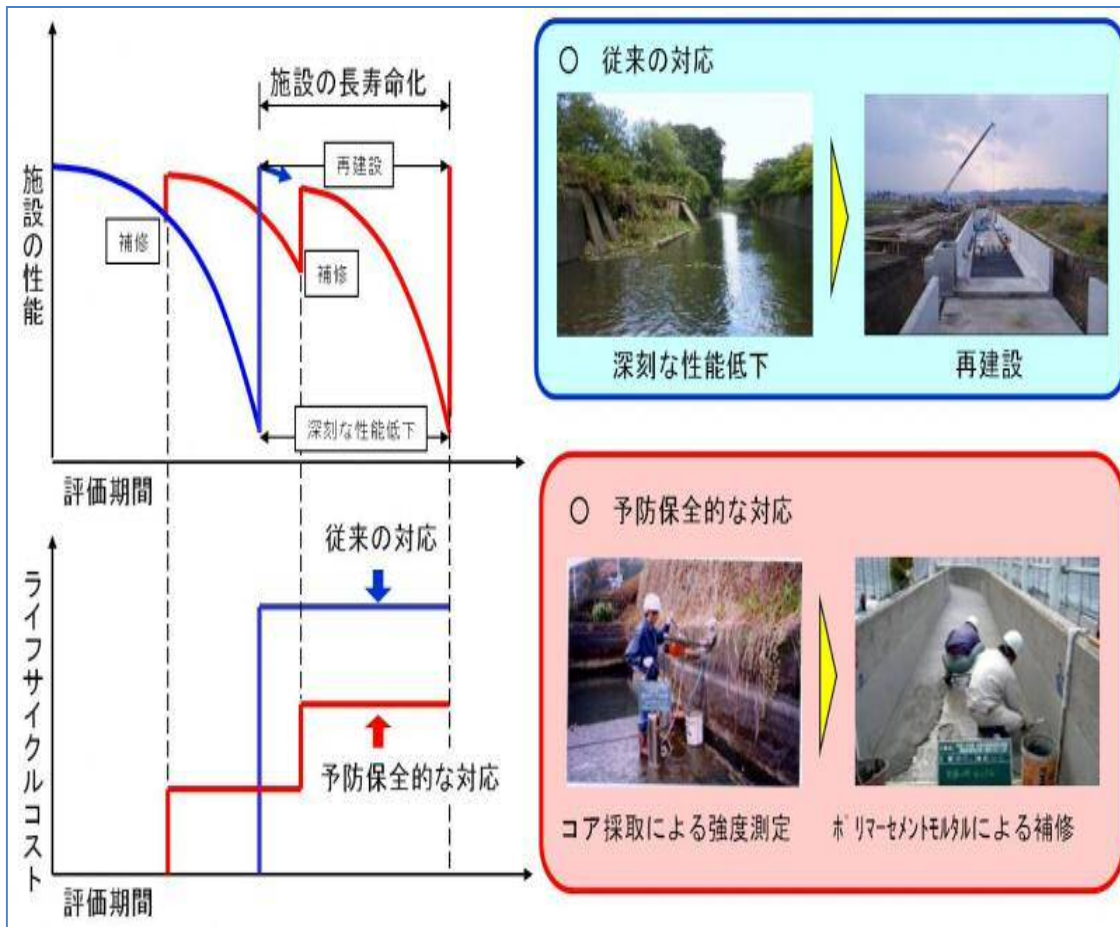
サーモグラフィによる水路壁面調査



FRPM板取り付けによる断面補強

(農林水産省ホームページより)

(5) スtockマネジメントの導入効果



(農林水産省ホームページより)

3. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

県では、「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱」（平成19年3月30日付け18農振第1855号）および「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」（平成19年3月30日付け18農振第1856号）の発効を受けて、平成19年度以降、以下の取り組みを行っている。

- ・基幹水利施設の基本情報や補修履歴等の情報を蓄積したデータベースの構築を進めている。
- ・土地改良区等からの申請により、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行っている。
- ・機能診断結果に基づき、施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を策定している。
- ・機能保全計画に基づく対策工事を実施している。

※基幹水利施設：受益面積100ha以上の農業水利施設

※機能保全計画の内容：

- ・対策工法、時期等を判断するため、シナリオごとの概算費用の見積もり、比較
- ・評価期間に発生する再整備費や修繕費を加えた総費用の算定 等

※費用負担

機能診断・機能保全計画策定：国、県

対策工事：国、県、市町村、土地改良区等

(対象施設の概要)

管轄	施設分類	件数 (単位：件)
村山総合支庁	開水路	105
	取水樋門	3
	ダム	8
	ため池	16
	調整池	10
	頭首工	25
	トンネル	1
	排水機場	2
	パイプライン	42
	水管理施設	15
	用水機場	32
	小計	259
最上総合支庁	開水路	22
	ダム	1
	ため池	2
	調整池	2
	頭首工	4
	排水機場	1
	パイプライン	14
	水管理施設	1
	用水機場	7
小計	54	
置賜総合支庁	開水路	73
	取水樋門	1
	ダム	2
	ため池	3
	頭首工	8

置賜総合支庁	排水機場	2
	パイプライン	20
	水管理施設	1
	用水機場	10
小計		120
庄内総合支庁	開水路	271
	取水樋門	5
	ため池	5
	調整池	2
	頭首工	12
	トンネル	6
	排水機場	10
	排水樋門	5
	パイプライン	24
	水管理施設	3
	用水機場	80
小計		423
合計		856

(造成年度別)

管轄	造成年度	件数 (単位: 件)
村山総合支庁	1960年まで	3
	1961年から1970年まで	20
	1971年から1980年まで	51
	1981年から1990年まで	105
	1991年から2000年まで	65
	2001年から	15
	小計	
最上総合支庁	1960年まで	3
	1961年から1970年まで	6
	1971年から1980年まで	6
	1981年から1990年まで	13
	1991年から2000年まで	18
	2001年から	8
小計		54

置賜総合支庁	1960年まで	1
	1961年から1970年まで	15
	1971年から1980年まで	37
	1981年から1990年まで	56
	1991年から2000年まで	9
	2001年から	2
小計		120
庄内総合支庁	1960年まで	6
	1961年から1970年まで	44
	1971年から1980年まで	144
	1981年から1990年まで	126
	1991年から2000年まで	90
	2001年から	13
小計		423
合計		856

県では、土地改良区等からストックマネジメント事業の申請があった場合、施設の劣化状況を調べる施設の機能診断を行い、この結果に基づき、最も経済的な長寿命化対策として機能保全計画を策定し、土地改良区等へ通知している。対策が必要な場合は、機能保全計画に基づく対策工事を実施している。ただし、農業水利施設の所有・管理者が土地改良区等であるため、対策工事に関する強制力はない。土地改良区等の財政負担の問題等により必要な対策が適時に行われない場合があり、優先度をつけてストックマネジメントに取り組むように指導を徹底されたい。【意見】

※費用負担

機能診断・機能保全計画策定：国、県

対策工事：国、県、市町村、土地改良区等

機能診断および機能保全計画策定の実施状況は以下のとおりである。

管轄	対象施設数	平成19年～23年度 (実施済み)	平成24年～28年度 (計画)	平成29年度以降 (未計画)
村山総合支庁	259	74	69	116
最上総合支庁	54	15	6	33
置賜総合支庁	120	65	30	25
庄内総合支庁	423	78	79	266
合計	856	232	184	440

山形県では、平成19年度から23年度を第1クール、平成24年度から28年度を第2クールと位置づけ、耐用年数や老朽度を勘案し計画的に機能診断および機能保全計画策定を実施している。

しかし、総数が856件と膨大でありすべての機能診断の実施には相当期間を要する。既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するというストックマネジメントの概念を考慮すれば、早期にすべての施設の機能診断が行われるよう計画を進められたい。

【意見】

4. 実地調査

(1) 菖蒲川ダム（上山土地改良区）

所在地 山形県上市市大字菖蒲

受益面積 269ha

造成 1973年

耐用年数 80年（ダム・ため池、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

現地調査の結果、長期供用ダムマニュアルに基づく施設機能の診断では、早急な対策を必要と判断される状況は認められなかった。堤体コンクリートの圧縮強度試験では、設計強度に比較し小さな傾向を示したが、堤体の最大主応力に対して十分な余裕があること。堤体の安定性を左右する単位体積重量は設計値相当であるため、堤体の安定性は確保されていると判断した。施設機械は、基本的に性能低下は見られなかった。

②機能保全計画の策定

現在の施設運用水準を維持するため、標準耐用年数による定期更新を基本に計画。ダム管理施設については、機能低下を許容しないため、対策の必要な変状を日常管理で発見した段階で対応する。施設機械については、定期点検整備補修業務の結果によって判断することとして、保全計画では耐用年数によって更新することとした。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ3までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 今回調査で対策工が必要と判断した項目に対して、検討した対策工の機能保全コストが最も安価となる組合せ。

シナリオ2 今回調査上記対策工で、機能保全の高価な対策を組合せた上方予測。

シナリオ3 今回調査上記対策工のうち、監査廊排水溝の自動観測を「生居川ダム」で使用している会社の製品を設置した場合の組合せ。

どのシナリオを採用するかは、緊急性が低いため今後検討する。

(2) 生居川ダム（上山土地改良区）

所在地 山形県上山市上生居

受益面積 544ha

造成 1991年

耐用年数 80年（ダム・ため池、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

長期供用ダムマニュアルによる施設診断では、ダムの機能低下が懸念されるような緊急な対策を要する変状は確認されなかった。また、ストックマネジメントマニュアルの開水路、トンネル水路の帳票に基づく、洪水吐水路、取水トンネルの施設健全度は「S-3」と評価された。施設機械については、「頭首工 ゲート設備」編により「S-4」と評価された。

②機能保全計画の策定

現在の施設水準を維持するため、標準耐用年数による定期更新を基本に計画。ダム管理施設については、機能低下を許容しないため、対策の必要な変状を日常管理で発見した段階で対応する。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ2までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 今回調査で対策工が必要と判断した項目に対して、検討した対策工の機能保全コストが最も安価となる組合せ。

シナリオ2 今回調査上記対策工で、機能保全の高価な対策を組合せた上方予測。

どのシナリオを採用するかは、緊急性が低いため今後検討する。

(3) 新堰幹線用水路（トンネル）（寒河江川土地改良区）

所在地 山形県寒河江市大字柴橋地内

受益面積 210ha

造成 1987年

耐用年数 10年から40年（用排水路（土水路）、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

現地調査の結果、巻立てトンネルは耐用年数が間近であり、コンクリート強度試験・中性化試験の結果、コンクリートの強度は著しく低下しているため、施設維持を目的とした補強・補修等が必要と評価した。また、素掘りトンネルは、耐用年数を大きく超えており、漏水・落盤の痕跡が残る箇所が数多く見られ、覆工等の対応が必要と評価した。

②機能保全計画の策定

現在までの劣化の進捗状況を考慮し、更新を行った30年後に補修を実施することとした。性能低下予測と対策工法の検討結果より機能保全対策時期を供用開始から33年目、63年目に設定した。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ2までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 標準耐用年数毎に更新

シナリオ2 標準耐用年数50年以内（30年後）に補修で40年延命

機能保全コストでシナリオ2の負担が大きいのが、シナリオ検討期間40年以降の対策等を総合的に評価し、シナリオ2による機能保全対策工事を採用した。

④その他

当該案件は緊急性が高いため、平成25年度新規採択希望案件として、更新を検討中である。「平成25年度新規採択希望地区説明書」によれば、コンクリート部分・素掘り部分を合わせた総事業費の見積もりは925百万円である。

機能保全コスト算出の際は、コンクリート部分・素掘り部分を合わせた施設の補修・更新を目的とした費用として395百万円と算出されている。

本地区は事業計画段階の詳細な地質調査において、岩盤の風化等により補修・更新では施設機能を維持できないことが判明したため、機能強化を目的とした施設の整備を行うこととして事業計画内である。

対象が幹線用水路（トンネル）と特殊であること、詳細な調査の結果、補修・更新では維持できないことが判明したこと等の考慮が必要であるが、概算費用の大幅な乖離は将来のス

トックマネジメントサイクルの参考値としての判断を誤らせるおそれがある。今後の機能保全コストの算定においては、より正確なものとする必要がある。【意見】

なお、当該整備事業の工事負担割合は、国 55%、県 29%、市町村 14%、地元 2%となっている。

(4) 北村一段揚水機場 3・4 号機送水管 (村山東根土地改良区)

所在地 山形県東根市、村山市

受益面積 1・2 号機とあわせて 689ha

造成 1957年

耐用年数 20から40年 (用排水路 (コンクリート2次製品、管路、矢板)、農林水産省ホームページより)

当該案件については、機能診断は未実施である。接続する北村一段揚水機場1・2号機送水管で平成20年に実施済みであり、同時に更新の事業化を予定しているためである。

VII 漁港施設

1. 担当部局

漁港の管理部局は、農林水産部生産技術課水産室である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

漁港については、漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号。以下、「漁港法」とする。）により規定されている。

漁港法第1条では次のように規定されている。

この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

漁港法第3条は、漁港施設を次に掲げる施設であって、漁港の区域内にあるものと規定されている。

1.基本施設	イ 外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	ロ 係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
	ハ 水域施設	航路及び泊地
2.機能施設	イ 輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
	ロ 航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
	ハ 漁港施設用地	各種漁港施設の敷地
	ニ 漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
	ホ 補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
	ヘ 増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設

2.機能施設 (続き)	ト 漁獲物の処理、 保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、 製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
	チ 漁業用通信施 設	陸上無線施設、陸上無線電話及び気象信号所
	リ 漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生 施設
	ヌ 漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その 他の漁港の管理のための施設
	ル 漁港浄化施設	公害防止のための導水施設その他の浄化施設
	ヲ 廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
	ワ 廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設
	カ 漁港環境整備 施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のため の施設

山形県が管理者となっている漁港は、下記のとおり、6か所ある。

漁港名	区分 *1	所在地	漁港指定時期
飛島漁港	第4種	酒田市飛島	昭和26年7月10日
由良漁港	第2種	鶴岡市由良	昭和26年7月10日
堅苔沢漁港	第2種	鶴岡市堅苔沢	昭和26年11月14日
吹浦漁港	第1種	遊佐町吹浦	昭和26年7月10日
小波渡漁港	第1種	鶴岡市小波渡	昭和27年12月29日
米子漁港	第1種	鶴岡市温海	昭和26年11月14日

*1 漁港法第5条により、漁港の種類が規定されている。

第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しない もの。
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの。
第4種漁港	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必 要なもの。

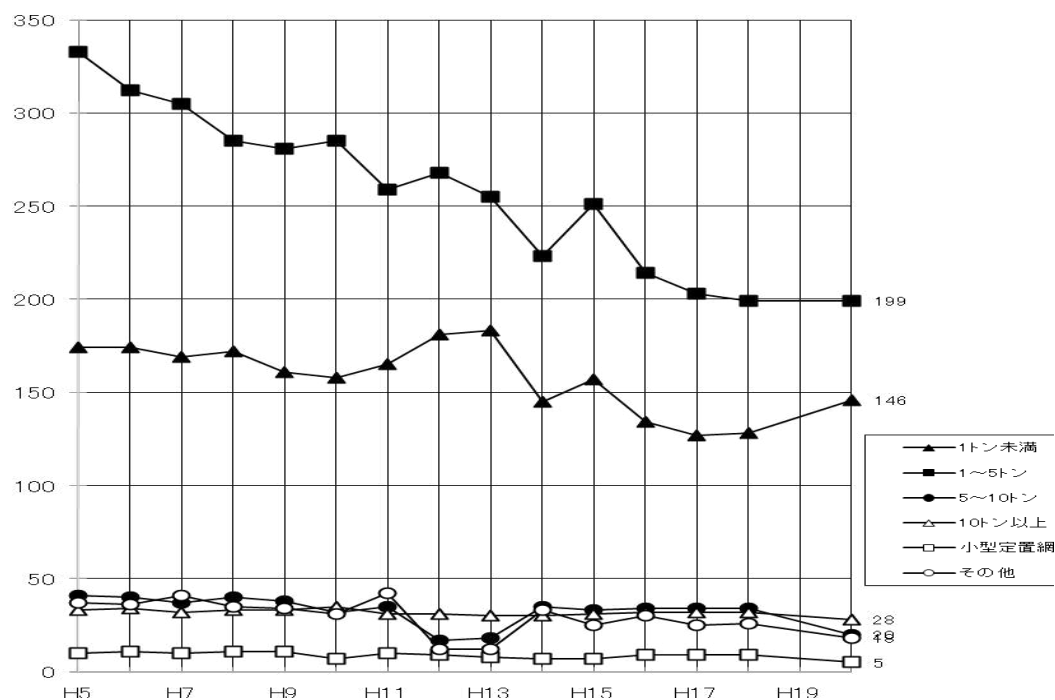
各漁港の港勢は次のとおりである。

平成23年度

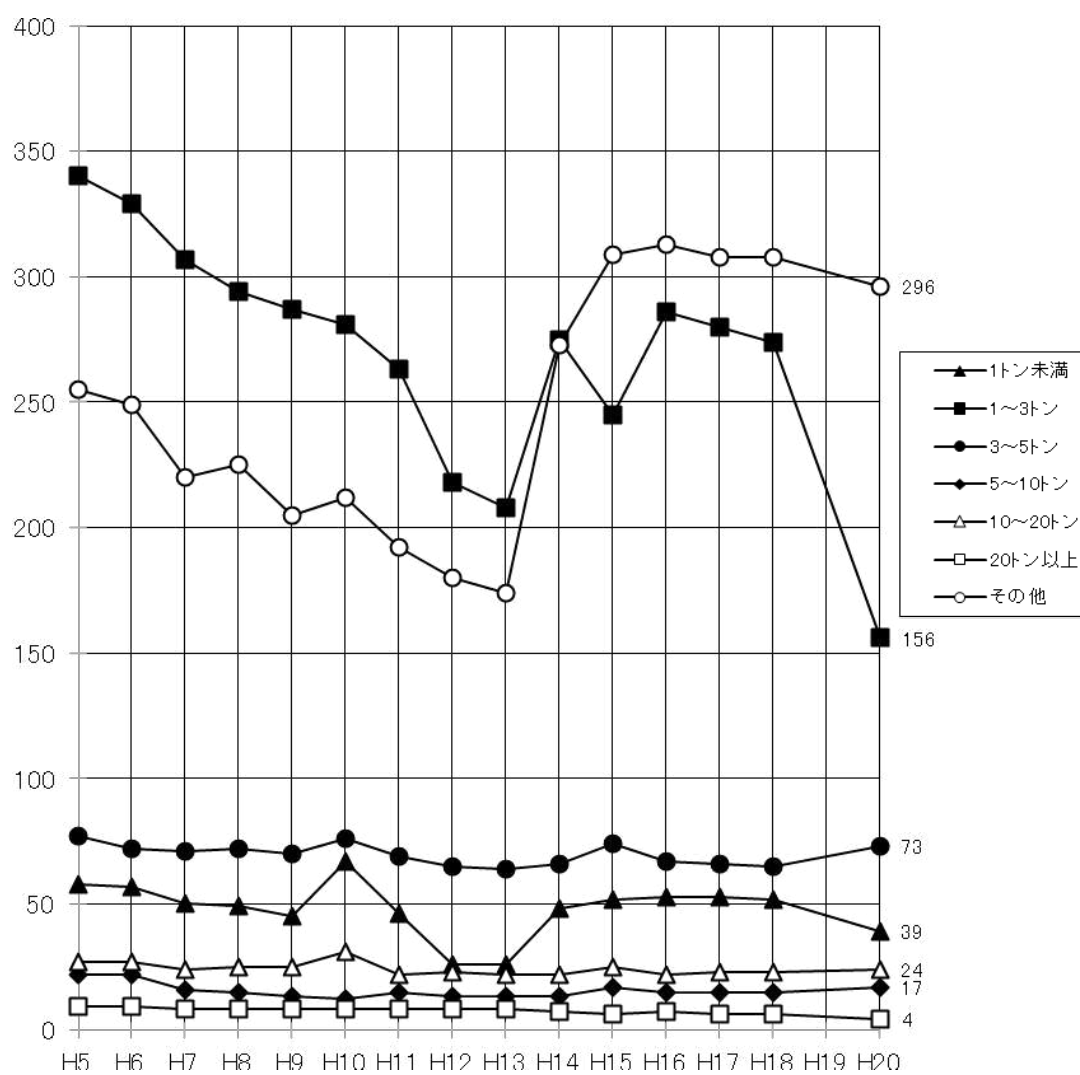
漁港名	漁港地区 人口	漁協組合 員数	漁船総登録漁船 数(利用漁船数)	属地陸揚金額・ 陸揚量
飛島漁港	247	141	177 (237)	142 百万円 253 トン
由良漁港	1167	199	74 (95)	386 百万円 852 トン
堅苔沢漁港	434	59	33 (49)	195 百万円 405 トン
吹浦漁港	1869	167	65 (69)	160 百万円 361 トン
小波渡漁港	470	59	35 (48)	35 百万円 39 トン
米子漁港	56	12	6 (21)	55 百万円 51 トン

なお、上記6漁港の漁業勢力について、過去からの推移を示すと次のとおりである。

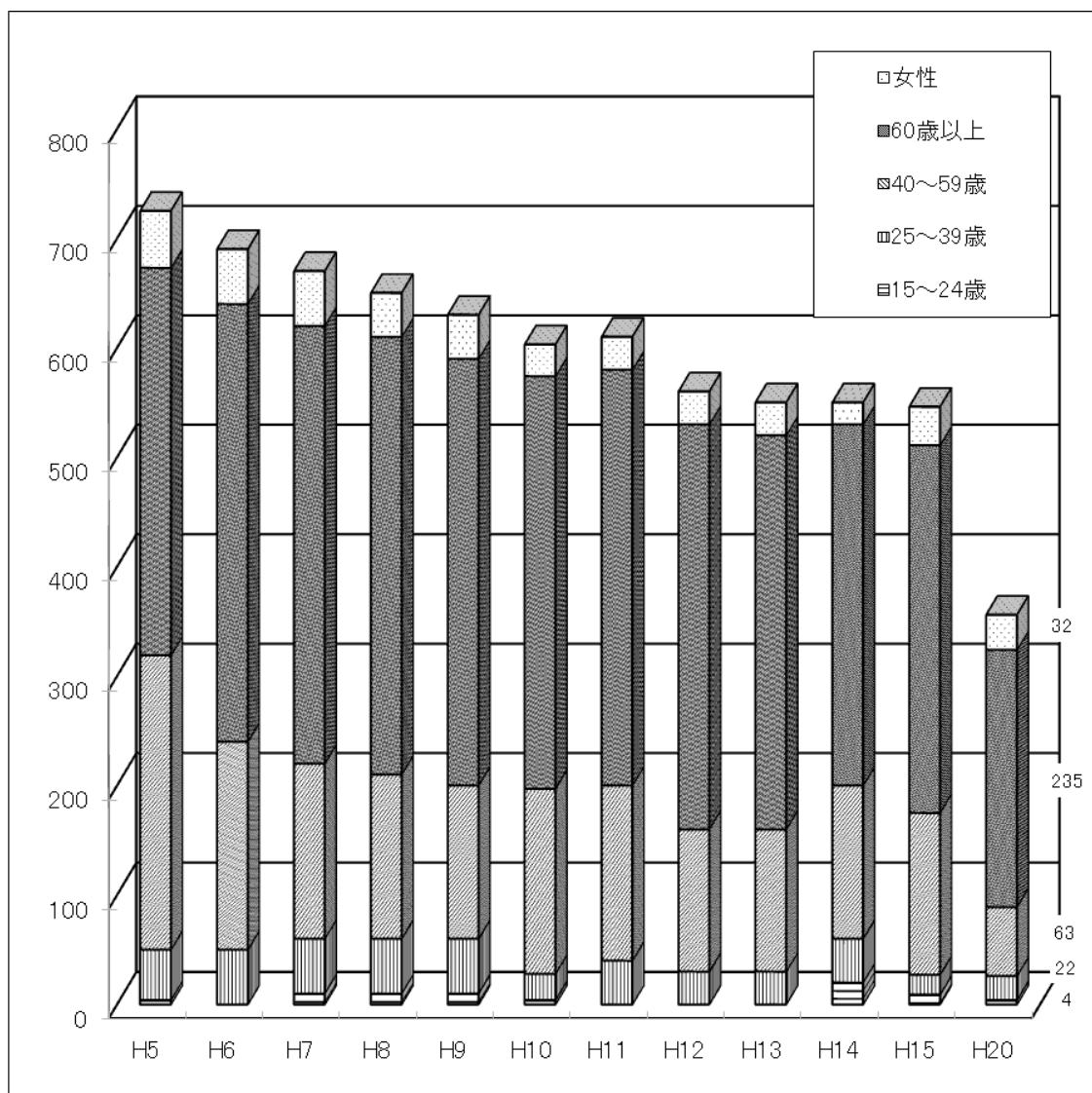
(1) 漁業経営体数



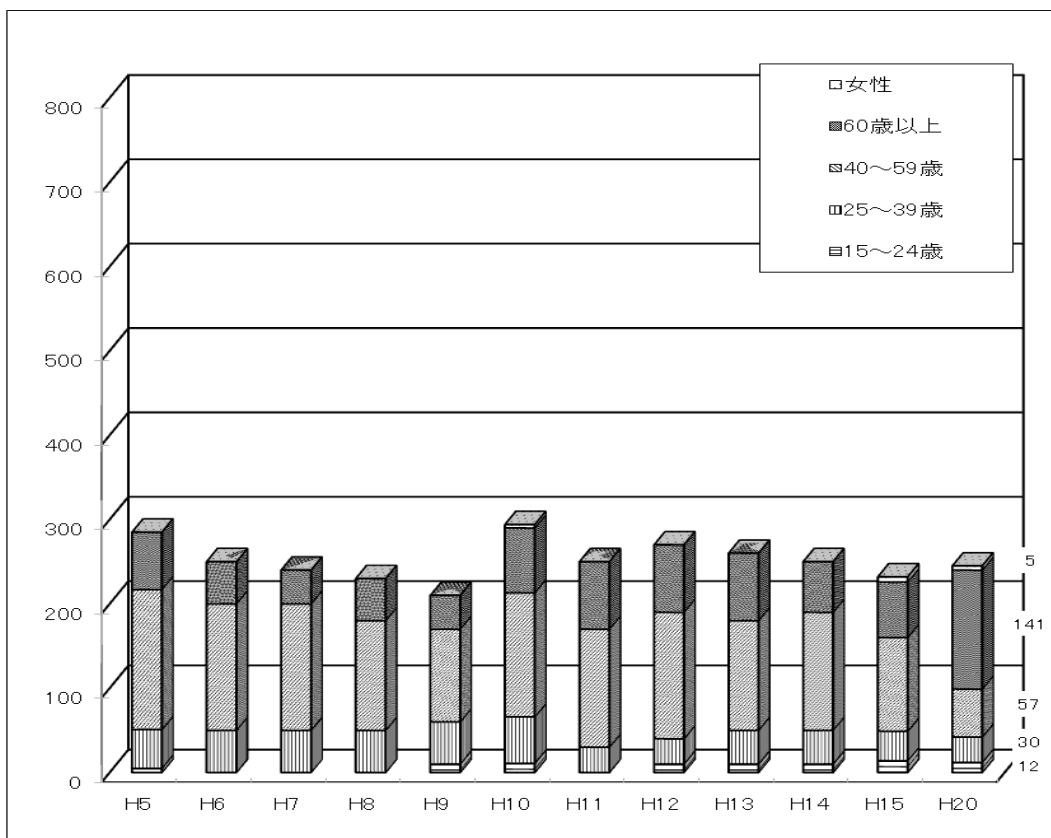
(2) 漁船隻数



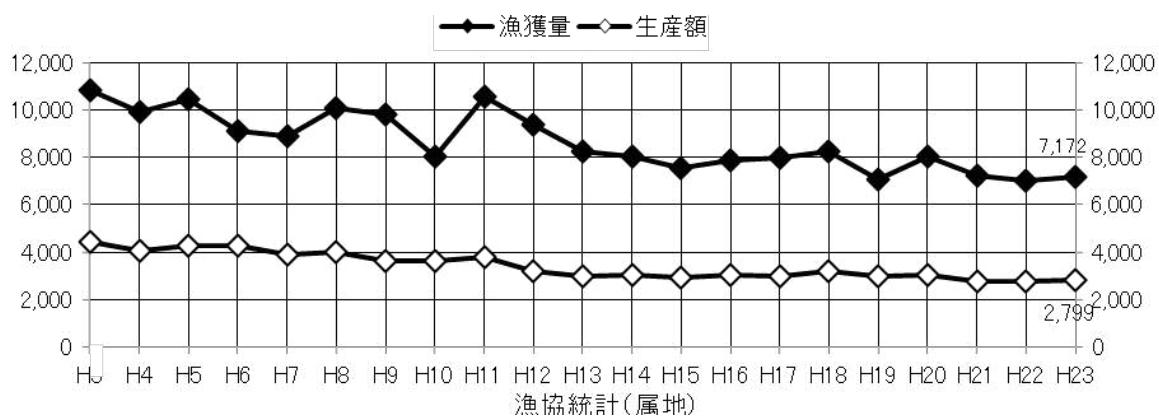
(3) 自営漁業就労者数



(4) 漁業雇われ就業者数



(5) 漁獲量



上記のとおり、平成3年度から平成23年度までの推移を比較すると、いずれの数値も減少している。

なお、漁業勢力を増加させるために、漁業者が中心となりヒラメおよびアワビの魚種で、つくり育てる漁業（栽培漁業。稚魚を栽培し、一定の大きさまで育った稚魚を海に放流し、数年

を経過後した後に漁獲する。)を進めている。

今回の包括外部監査においては、上記の漁港のうち、第2種漁港であり陸揚量が最も大きい由良漁港を対象として、現地調査を実施している。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

既述のとおり、比較的小規模な漁港が、比較的近接した地域に複数あると認識できなくはない。また、この他にも、市町が管理者となっている第1種漁港が9港存在している。

現時点では、これら漁港の統廃合については検討されてはいない。

比較的小規模な漁港が比較的近接した地域に複数あり、また、漁港の勢力が減少している現状にある。漁港の数が多ければ、将来において負担することになる維持コストも増大するわけであるから、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら漁港のあり方について検討する必要があると思われる。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

水産庁は、平成21年度より、「水産物供給基盤機能保全事業」を進めている。当該事業は、「近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る」ことを趣旨としており、具体的には、漁港管理者（都道府県、市町村）が実施した、漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む。）及び保全工事に対し二分の一等の補助を行うものである。また、当該事業対象は、一定の要件を満たす第1種漁港または第2種漁港、第3種漁港および第4種漁港の次の施設とされている。

施設名	具体的内容
漁港施設	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路、橋）、漁港施設用地（用地護岸、人工地盤に限る。）
漁場施設	増殖場（消波施設、中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設、区画施設に限る。)

県では、当該保全事業を受け、平成 22 年度より対象となる漁港について、施設の現状把握、機能診断を行い、機能保全計画の策定を進めてきた。県が管理者となっている漁港についてこれらの機能保全計画の策定状況は次のとおりである。

漁港名	状況
飛島漁港	平成 23 年度において、機能保全計画を策定済み。
由良漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
堅苔沢漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
吹浦漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
小波渡漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
米子漁港	機能保全計画は未策定であるが、平成 25 年度において機能保全計画を策定する予定。

このように、米子漁港を除き、機能保全計画は策定済みである。すなわち、機能保全計画が策定済みの漁港については、施設の現状は把握され、現時点で必要とされる修繕は把握されているものと考えられる。

対象外となっている米子漁港は比較的最近まで整備事業が行われたことや、日常点検をもとに、県では老朽化への対応策を早急に実施する必要性は低いと考えている。しかし、時間の経過とともに、将来、機能保全のための対応が必要となると考えられる。従って、必要な対応をいつ行うか検討することが必要である。【意見】

なお、米子漁港については、平成 25 年度に機能保全計画を策定する予定である旨の説明を受けた。

また、機能保全計画が策定済みの漁港については、既述のとおり補助事業の対象となる施設が限定されている。

漁港の機能維持のために重要な次の施設については、職員や管理業務委託先（指定管理者）によるパトロールや漁業者等からの通報等により、施設の現状把握がなされており、従来型の対症療法による機能維持がはかられている。

- ・車留め（車両等が海中へ落下することを防止する機能を有する。）
- ・防舷材（停泊中の船舶が岸壁に接触することを防止する機能を有する。）
- ・灯標
- ・照明灯



由良漁港

5. 上記の調査結果に対する対応状況について

(1) 機能保全計画で早急な対策が必要とされた施設

平成 23 年度までに策定された機能保全計画において、早急な対策が必要とされた施設は次のとおりである。

漁港名	地区	施設名	件数	主な対策工法	対応状況等
由良漁港	-	西第 2 防波堤	1 件	コンクリート充填	平成 23 年度 対策済み
堅苔沢漁港	-	第 5 防波堤	1 件	・水中コンクリート 補強	平成 25 年度 対策予定
	-	西棧橋	1 件	上部工撤去工事、下 部工補強	平成 24 年度 対策済み
小波渡漁港	-	防波堤	1 件	U カット・充填	平成 25 年度 対策予定

漁港名	地区	施設名	件数	主な対策工法	対応状況等
小波渡漁港	-	東防波堤	1件	・コンクリート充填、 断面修復	平成 25 年度 対策予定
	-	西防波堤	1件	コンクリート充填、 断面修復	平成 25 年度 対策予定
	-	東防砂堤	1件	・コンクリート打換	平成 24 年度 対策済み
飛島漁港	勝浦地区	中防波堤	1件	コンクリート嵩上 げ・拡幅	平成 25 年度 対策予定
		東防波堤 (B)	1件	コンクリート拡幅、 上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		東第 3 防波堤	1件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		南護岸	1件	上部工表層はつり、 断面修復	平成 25 年度 対策予定
	中村地区	南第 2 防波堤	1件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
	法木地区	中防波堤	1件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		-2.0M 物揚場	1件	コンクリート舗装・ 基礎碎石の撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		突堤	1件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		北第 3 防波堤	1件	上部工はつり、断面 修復	平成 25 年度 対策予定

(2) 由良漁港の調査結果

由良漁港で調査対象となったのは次の施設である。

種類	名称等	規模
防波堤	西防波堤 (A)	50.0m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	西防波堤 (B)	170.6m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (A)	106.1m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (B)	211.4m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (C)	72.8m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (D)	106.7m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	西第2 防波堤	91.0m (混成堤ケーソン塊式)
岸壁	-4.5m岸壁	50.0m (セルラーブロックおよび直立消波式)

策定された機能保全計画において、施設の機能診断結果が記載されている。機能診断の結果、対策の必要性が高いものを「Aランク」とし、「Dランク」までランク付けされている。

上記の対象結果、西第2 防波堤・本体工のコンクリートの劣化・損傷について、早急な補修対策を要する事項が認識された。

記載を引用すると次のとおりである。

「中詰材が流出するほどの穴開きが2箇所確認され、防波堤の機能に影響を及ぼす変状と判断される。」

「このまま放置すると、さらに状態が悪化すると推察され、早急な補修対策が必要である。」

この、調査結果を受け、平成23年度完成の「平成22年度（繰越明許）農山漁村地域整備交付金 由良地区 イワガキ増殖施設設置（第2工区）外工事業」（総額69,707,400円、うち当該西第2 防波堤修繕工事部分10,900,050円）において、対策工事がなされた。

6. 将来計画の策定状況について

現状、県管理漁港 6 漁港のうち、5 漁港について機能保全計画は策定済みである。1 漁港については、平成 25 年度中に機能保全計画を策定する予定である。

なお、P-136 の記述も参照のこと。

7. その他

現在、県は、プレジャーボートを除いた漁船から、泊地や係留施設の使用料を徴取していない。

漁港の機能維持管理のためにコストが発生していることから、利用者の受益と負担の関係について、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら検討する必要がある。【意見】

なお、東北地域においては、青森県が第 3 種漁港に限定して、県の管理する漁港施設の利用者は使用料を支払うことと規定している。

VIII 庁舎等（警察施設を含む）

1. 担当部局

県庁舎および支庁舎の管理部局は、県庁舎については総務部管財課、支庁舎は各総合支庁総務企画部総務課である。

警察施設の管理部局は、警察本部会計課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

平成 24 年 3 月 31 日現在、庁舎および支庁舎の状況は次のとおりである。

名称	所在地	建築構造等	建築時期	経過年数	建築延べ面積 (㎡)	摘要
山形県庁舎	山形市松波二丁目 8 番 1 号	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 16 階・地下 2 階	1975 年	36 年	38,292.17	
村山総合支庁本庁舎	山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 6 階・地下 1 階	1984 年	28 年	14,487.67	
村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西 355 番地	鉄筋コンクリート造、地上 5 階・地下 1 階	1978 年	33 年	10,522.25	
村山総合支庁北庁舎	村山市楯岡笛他四丁目 5 番 1 号	鉄筋コンクリート造、地上 5 階	1991 年	20 年	11,154.51	
最上総合支庁舎	新庄市金沢字大道上 2034 番地	鉄筋コンクリート造、地上 5 階	1986 年	26 年	10,588.97	
置賜総合支庁本庁舎	米沢市金池七丁目 1 番 50 号	鉄筋コンクリート造、地上 5 階	1988 年	23 年	9,281.91	
置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町二丁目 3 番 1 号	鉄筋コンクリート造、地上 5 階・地下 1 階	1981 年	30 年	9,474.08	
庄内総合支庁舎	東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番 1 号	鉄筋コンクリート造、地上 4 階・地下 1 階	1969 年	43 年	11,426.55	

※ 建築構造等、建築時期は、庁舎の主たる建物を記載している。

これらは、山形県公有財産規則第23条に基づき、「公有財産台帳」により管理されている。
 なお、これらの台帳には、過去の修繕履歴の全ては記載されていない。

県庁舎および、支庁舎のうち置賜総合支庁本庁舎を対象として、現地調査を実施した。

県庁舎に関して、最近5年間の主な改修工事は次のとおりである。

年度	工事額合計 (千円)	主な内容
平成19年度	80,645	電気設備・県庁舎変圧器更新工事（2年目） 48,300千円 衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（2年目） 18,376千円
平成20年度	23,890	建築設備・県庁ロビー天井工事 16,115千円
平成21年度	115,137	衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（3年目） 35,746千円 電気設備・県庁舎照明器具省エネ対応工事 38,727千円 電気設備・県庁舎地上デジタル対応工事 21,825千円 構築物・議会南棟屋上防水改修工事 18,839千円
平成22年度	88,560	衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（4年目） 27,823千円 電気設備・県庁舎バッテリー更新工事 12,758千円 構築物・議会南棟壁面補修工事 47,979千円
平成23年度	48,511	衛生設備・県庁舎便所等改修工事（5年目） 31,315千円

置賜総合支庁本庁舎については、これまでは新築後、年数が比較的経過していなかったこ

とから、大規模な修繕は発生していない。最近の修繕のうち主なものは次のとおりである。

年度	内容
平成 21 年度	・電気設備・電灯設備安定器改修工事 (本庁舎・西庁舎) 17,340 千円 ・電気設備・真空遮断器及び蓄電池更新 工事 7,331 千円
平成 22 年度	・電気設備・非常電源改修工事 14,022 千円
平成 23 年度	・建築・外部改修工事 5,483 千円



置賜総合支庁本庁舎

同庁舎正面を南西方向より。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

庁舎の性質から特記すべき事項はない。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等が実施されている。

この点検の結果、平成 23 年度時点での、置賜総合支庁本庁舎に関する結果は次のとおりである。

区分	内容	ランク	当初認識時期	対応状況
建築	建具 講堂前のトップライトのガラスにひび割れがある。	B	平成 17 年	平成 25 年度に対応予定。
	内装 内部クラック発生によると思われる内装ビニールクロス等のヨレ等がある。	C	平成 17 年	経過観察中
	外壁 コンクリートひび割れ・塗装剥離がある。	B	平成 23 年	平成 23 年度対応済み
	外構 正面玄関西側歩道床タイルが剥がれている。	A	平成 23 年	平成 23 年度対応済み
昇降機	制御用インバータの耐用年数が過ぎている。	B	平成 23 年	予算要求中
空調・排煙設備	冷却塔 架台に腐食がある。	B	平成 23 年	予算要求中
電気設備	受変電設備 VCB 遮断機は耐用年数を経過している。	B	平成 23 年	平成 24 年度実行中
	自家発電設備 始動用蓄電池及び蓄電池触媒は、耐用年数を経過している。	B	平成 23 年	平成 25 年度に対応予定

なお、このランクについては、第 3. II. 2. (3) ②の記述を参照のこと。

5. 将来計画の策定状況について

現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。

長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。【指摘事項】

なお、計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。例えば、「安全・安心の確保」、「長期的なコスト縮減」および「予算の平準化」等である。

また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。具体的には、対症療法型管理方法と予防保全型管理方法を使い分けることも重要である。【意見】

6. 警察施設について

警察関係の庁舎等については、平成24年4月1日現在、次のとおりである。

所管	庁舎・警察署数	交番数	駐在所数
本部	4	-	-
山形	1	10	14
寒河江	1	3	8
上山	1	1	-
村山	1	3	5
天童	1	2	4
尾花沢	1	-	5
新庄	1	1	18
米沢	1	4	12
長井	1	1	5
南陽	1	2	6
小国	1	-	4
鶴岡	1	5	19
酒田	1	6	17
庄内	1	-	2
計	18	38	119

これらの施設の管理業務については、山形県公有財産規則第10条により、警察本部長が補助執行している。同規則第23条に規定する公有財産台帳により管理されている。

現状では、警察本部会計課が、経年、老朽化状況、修繕要望等をふまえ現地調査を行い優先順位をつけ、給排水管、エレベーター、空調等の設備について改修計画を策定している。警察施設については、先に記述した「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等

の対象とはなっていない。

警察施設という特殊性はあるものの、可能な限り、他の庁舎と同様の現状把握の実施、修繕計画の策定等長寿命化の取組みを行うことが効率的である。【意見】

IX 公舎

1. 担当部局

知事部局の公舎の管理部局は、総務部管財課および各総合支庁総務企画部総務課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

公舎については、福利厚生制度の一環として、地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号。以下、「地方公務員法」とする。）第 42 条に基づき、山形県公舎管理規則（昭和 43 年 4 月 1 日山形県規則第 18 号。以下、「山形県公舎管理規則」とする。）により県の事務又は事業の円滑な運営に資する目的で、昭和 33 年頃から整備されてきた。

地方公務員法より抜粋

第 42 条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

山形県公舎管理規則より抜粋

第 2 条 この規則において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 県に勤務する常勤の一般職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職をいう。）の職員（企業局及び病院事業局に勤務する職員を除く。）

(2) 山形県警察に勤務する常勤の国家公務員

2 この規則において「公舎」とは、県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員の居住の用に供する建物（当該建物に係る敷地及び工作物を含む。以下同じ。）をいう。

平成 24 年 4 月 1 日現在、公舎の状況は次のとおりである。

管理部局	棟数	戸数	入居戸数	入居率 (%)	摘要
村山総合支庁本庁	22	295	253	85.8	最も古い建築時期 昭和 47 年
村山総合支庁西庁	2	30	24	80.0	最も古い建築時期 昭和 62 年
村山総合支庁北庁	2	42	31	73.8	最も古い建築時期 昭和 58 年
最上総合支庁	6	103	94	91.3	最も古い建築時期 昭和 54 年
置賜総合支庁本庁	7	121	119	98.3	最も古い建築時期 昭和 54 年
置賜総合支庁西庁	3	60	39	65.0	最も古い建築時期 昭和 58 年
庄内総合支庁	15	256	186	72.7	最も古い建築時期 昭和 44 年
県外 (借上公舎を除く。)	2	26	24	92.3	最も古い建築時期 昭和 59 年
計	59	933	770	82.5	

公舎については、山形県公有財産規則第 23 条に基づき、「公有財産台帳」により管理されている。また、公舎管理のために「山形県職員公舎台帳」を作成している。なお、これらの台帳とは別に、各公舎毎に「山形県職員公舎カルテ」を作成し、公舎の修繕履歴を把握している。

公舎に関して、最近 5 年間の修繕・改修工事は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
修繕改修費用	53,164	54,058	124,111	125,467	107,486
うち修繕費用	53,164	45,196	44,101	44,997	41,171
うち大規模改修費用	-	8,862	80,010	80,470	66,315

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

全国的に、公舎を縮小する方向にあるとの現状認識を持ち、職員数の動向、通勤のための道路整備事情、住宅環境に関する職員意識を考慮し、公舎の適正規模を達成するように努め

ている。

具体的には、老朽化著しい物件や入居率の低下が著しい物件については、廃止している。

年度	廃止件数	摘要
平成 15 年度	3	南陽第 1 号職員アパートほか
平成 16 年度	1	新庄第 4 号職員アパート
平成 17 年度	3	村山第 1 号公舎ほか
平成 18 年度	1	新庄第 3 号公舎
平成 19 年度	11	大石田第 1 号公舎ほか
平成 20 年度	2	村山第 9 号公舎ほか
平成 21 年度	3	山形第 4 号職員アパートほか
平成 22 年度	0	-

平成 23 年度末での実績は次のとおりである。

- ・村山総合支庁所管の山形第 5 号職員アパートおよび山形第 9 号職員アパートを、老朽化および入居率の低下が著しいため、廃止している。

また、平成 24 年 5 月 1 日付けで、次のとおり廃止している。

- ・庄内総合支庁所管の三川第 3 号職員アパートを、入居率の低下が著しいため、廃止している。

4. 現地調査について

山形第 7 号職員アパートを対象として現地調査を実施した。

その概要は次のとおりである。

①所在地	山形市南栄町
②公舎指定年月日	昭和 48 年 4 月 1 日
③完成年月	昭和 48 年 5 月
④構造	RC
⑤階数	3 階
⑥戸数	24 戸
⑦専用面積	43.94 m ²
⑧用途	一般職員世帯、単身、独身
⑨世帯数	・戸数 24 戸 ・入居 24 戸
⑩入居率	100.0%

この物件は、建築後、相当年数を経過し、かつ今後も公舎としての必要性があることか

ら、平成22年度において、約72百万円をかけ大規模改修工事を実施した。

5. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等が実施されている。

この点検の結果は次のとおりである。なお、このランクについては、第3.Ⅱ.2.(3)②の記述を参照のこと。

管理部局	平成22年度				平成23年度			
	A	B	C	計	A	B	C	計
村山総合支庁本庁	17	2	2	21	12	3	0	15
村山総合支庁西庁	1	0	0	1	0	0	0	0
村山総合支庁北庁	1	0	1	2	0	0	0	0
最上総合支庁	13	1	1	15	0	4	1	5
置賜総合支庁本庁	0	4	20	24	6	5	4	15
置賜総合支庁西庁	0	0	4	4	2	2	4	8
庄内総合支庁	8	18	3	29	7	14	2	23
県外(※)	0	0	7	7	0	1	2	3
計	40	25	38	103	27	29	13	69

※ 「県外」には借上公舎は含まない。

平成23年度Aランクに判定された27件については、平成24年度中に対応を完了する予定である。

6. 将来計画の策定状況について

現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。

個々の公舎の必要性を十分検討したうえで、今後も維持すると判断された物件については、長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。【指摘事項】

なお、計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。例えば、「安全・安心の確保」、「長期的なコスト縮減」および「予算の平準化」等である。

また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定シミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。具体的には、対症療法型管理方法と予防保全型管理方法を使い分けることも重要である。【意見】